

[プロジェクトポリシーNo] 005

[プロジェクトポリシー名] まちづくり参加アプリ プロジェクト

作成日 令和6年7月25日

発足者 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

【プロジェクトコミュニティ概要】

テーマ	デジタルを活用した地域の課題解決・魅力向上を目的とするまちづくりアプリの実現により、市民、企業、団体、自治体等が一体となって参加可能で持続可能な地域のまちづくりを目指す。
取組の背景	- 人口減少の局面に転じた地域社会において良質な公共サービスを維持していくためには、各サービスが<u>需要側の動きを的確に捉え、限られた供給資源を需要ニーズに充てていく</u>ことで、その生産性・効率性を維持・改善することが必要。 - 他方、需要側の動きを的確に捉えるために必要となる仕組みは、各サービス事業者単独での整備では投資の回収が難しく、自治体だけでもその整備を担いきれない状況。
取組の目的及び達成するゴール	■取組みの目的： - 本取組みにおいては、サービス事業者や自治体、ひいてはそのユーザたる住民などの関係者から積極的に協力関係を引き出しつつ、その協力関係を活用した<u>様々なサービス連携やデータ活用を実現するためのアプリケーション（利活用環境を含む）の方向性を定める</u>と共に、持続可能で良質な公共サービスを維持していくための<u>地域の生産性・効率性の維持・改善に資する「次の標準レベル」としての具体的なサービス</u>の議論を深めることを目的とする。 ■達成するゴール： - 本取組みにおいて達成するゴールは、以下①②とする。 ① 「次の標準レベル」としてのサービスの在り方（以下は例示） - 本サービスを通じて Well-Being 指標達成度合いや課題を可視化するために必要なサービス - 自治体と地域住民等が一体となって課題解決・魅力向上を図るために有効なサービス

	- 本サービスで連携・収取するデータを通じて自治体のEBPMを後押しするために有効なサービス ② 上記①のサービスを実現するためのアプリケーション（利用環境を含む）が備える - アプリケーションの推奨機能要件 - アプリケーションの推奨仕様（対象とするデータ及びその取扱い、サービス連携方式など） ・ 本取り組みでは、それぞれの地域が目指す目的や価値観を意識しつつ、<u>地域住民の行動に着目しながら行動変容を促す「まちづくり参加アプリ」の構築を中心に官民の実証を踏まえた活用方法や横展開を見据えた検討を行う。</u> ・ ①②については、令和6年度中にサービス及びアプリケーションとしての推奨仕様（初版）策定を目指す。また、令和7年度以降は、当該推奨仕様を普及・定着させるためのコミュニティや運営の在り方などについて議論を深めていく予定。
--	--

【プロジェクトコミュニティ参加者に求める要件・事項】

参加の ルール・発生 するコスト 条件	・ コミュニティに参加する者は、デジタル庁が求める以下の趣旨に賛同する者であり、当該趣旨を理解した上で参加すること。 - 「作りこみ」ではなく「使いこみ（どう使いこなすか）」が重要である - 既存サービスの延長線上ではなく「次の標準レベル」を議論する - 公平性・透明性を確保し、オープン且つ建設的に議論する - 共創領域の活動であることを前提とすること ・ 本コミュニティは、原則としてオンラインベースで議論を重ね、意見を取りまとめていくこととする。 ・ 活動資金は、原則として各団体・社の自己負担とする。
リスク対応	・ 想定されるリスク及び顕在化したリスクは、コミュニティ参加者間で共有を行い、話し合いを通じて解決を目指すこととする。 ・ また、必要に応じて運営委員会にエスカレーションを行い、共同で解決を図る。

知的財産の 取扱い ※会則第 47 条抜粋	・ プロジェクトコミュニティ運営において提出された知的財産の利用範囲は原則として当該プロジェクトコミュニティの活動に限る。当該プロジェクトコミュニティの活動の枠を越えて使用する場合は、当該知的財産の提出者及び運営委員会の事前の書面による承諾を得るものとする。 ・ プロジェクトコミュニティ等の本会活動を通して新たに生じた知的財産については、当該知的財産の創出に寄与したプロジェクトコミュニティにおける議論も踏まえ、運営員会においてその帰属及び利用方法等について定めるものとする。
備考	・ 特になし
関係省庁 (希望)	・ デジタル庁、内閣府、内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省、消費者庁、金融庁など